証券決済改革実現への取組み

2006年2月16日

株式会社 証券保管振替機構
常務取締役　大前　茂

証券決済インフラの担い手

- 効率的で安全な決済サービスの提供

決済期間の短縮

STP
決済照合システムの
機能拡充

ペーパーレス
短期社債⇒社債、地方債、
⇒投信⇒株券

取扱い有価証券の範囲の拡大

元本リスクの削減

DVP

株券等保管振替制度における実績

預託推進　手数料の見直し　決済照合システム　取引所DVP　一般振替DVP

改革への取組み

	2001年（13年）	2002年（14年）	2003年（15年）	2004年（16年）	2005年（17年）	2006年（18年）	2007年（19年）	2008年（20年）	2009年（21年）
法制その他の動き		●改正保振法施行（4月） ●短期社債等振替法施行（4月）	●社債等振替法施行（1月） ●加入者保護信託（1月） ●改正証取法施行（清算機関）（1月）	●株券の電子化法公布（6月）	準備・周知期間（公布の日から5年以内）				●株券電子化制度移行期限（6月）
保振全般	●CB取扱開始（11月）（元利金事務取扱開始）	●保振の株式会社化（6月）	●振替機関指定（1月） ●株券喪失登録情報等照合システム(SITRAS)稼動（3月）						
DVP	●取引所DVP決済の導入（5月）	●制度要綱策定（6月）	●ほふりクリアリングの設立（6月）	●一般振替DVP稼動（5月）					
決済照合	●第1期第1フェーズ稼動（9月、株式）	●第1期第2フェーズ稼働（2月、CB・非居住者取引）	●第1期第3フェーズ稼動（5月、国債、先物・OP等）	●第2期稼働（5月）	●国債レポ・現先等、国債清算機関対応（2月）	●一般債・CP対応（1月）			
	第１期		第２期						
短期社債			●振替制度実施（3月）	●サムライ電子CP（4月）	●印紙税特別措置の期限到来(3月)	●フェーズⅡ稼動（1月）			
一般債			●制度要綱策定（6月）	●システム接続仕様書の公表（5月）		●振替制度実施（1月）	既発債の移行	●税制経過措置終了（1月）	
投信				●制度要綱策定（9月）	●システム接続仕様書の公表（8月）		○振替制度実施(1月) 既発投信移行	●税制措置終了（1月）	
株券電子化対応						○制度要綱策定（3月）			○振替制度実施（1月）
システム・リプレース									○リプレース実施（1月）

（注）●は実施済み又は実施時期が確定しているもの

○は機構が想定する目標時期

一般振替DVPの利用状況

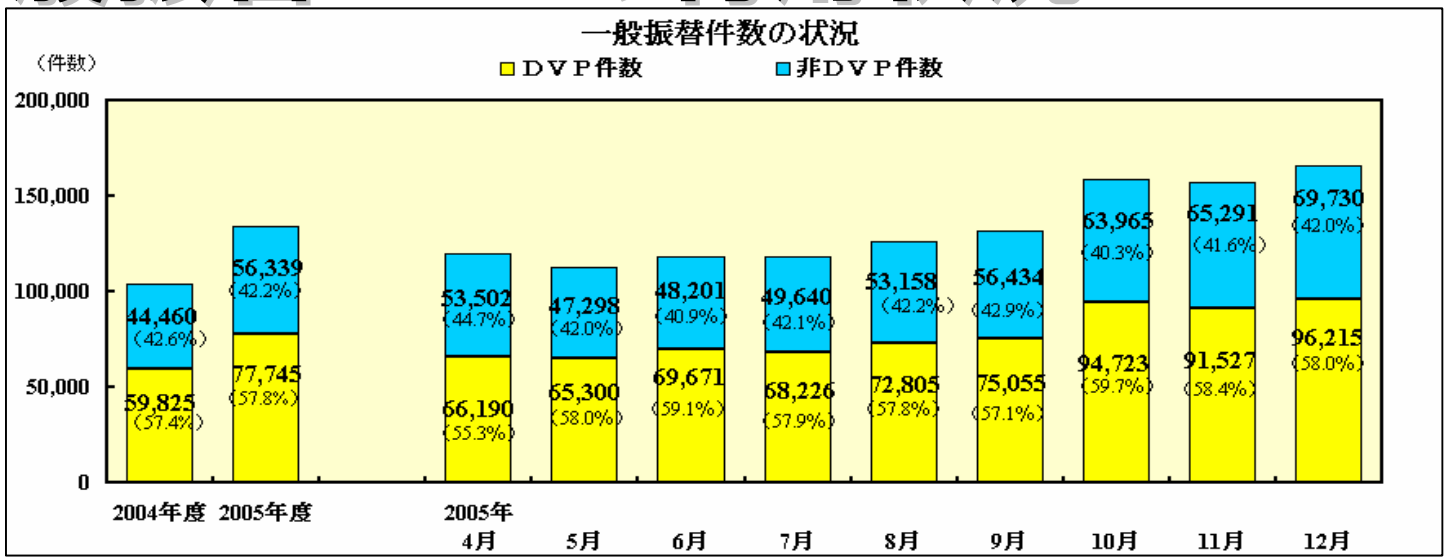

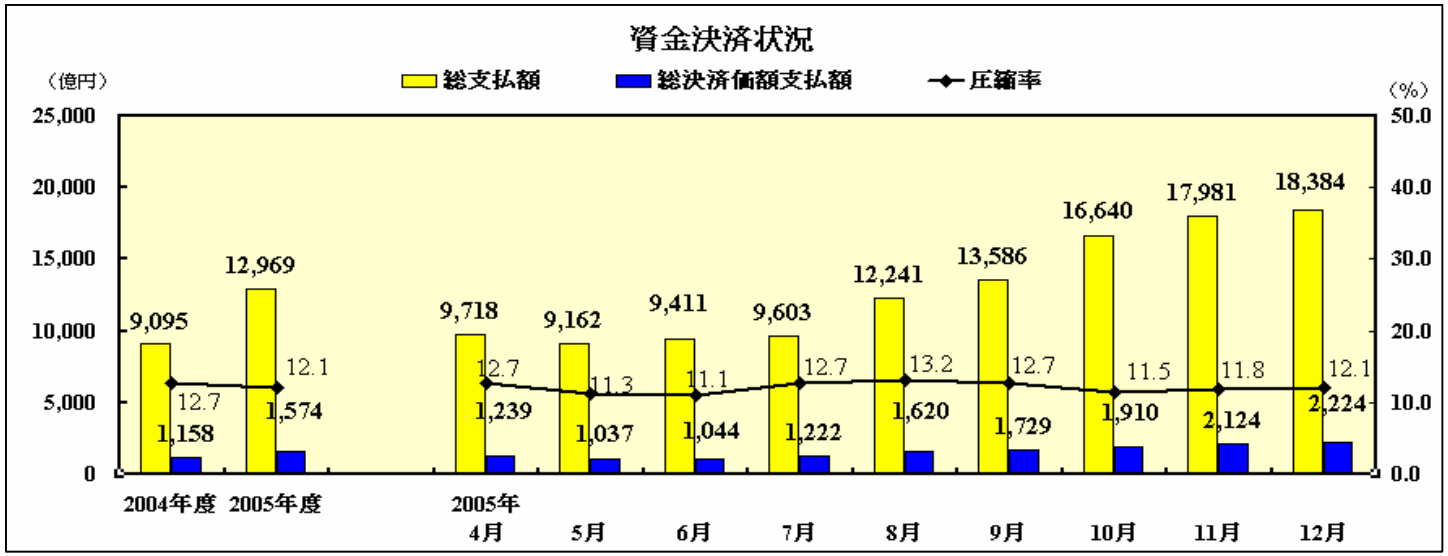

※1. 2004年度のグラフは、2004年5月17日（一般振替DVP制度開始日）から2005年3月31日までの1営業日平均値である。
※2. 2005年度のグラフは、2005年4月1日から12月30日までの1営業日平均値である。
※3. 月次のグラフは、当該月の1営業日平均値である。
※4. 対象となる有価証券は、株式、新株予約権付社債券、投資証券、優先出資証券及び受益証券である。
※5. 総支払額とは、証券振替の実行に係る金額である。
※6. 総決済価額支払額とは、差引支払となった全資金決済単位の支払額の合計である。
※7. 圧縮率とは、総決済価額支払額を総支払額で除したものに100を乗じた値である。

決済照合システムの取扱商品

機能の拡充

国内取引	開始時期	非居住者取引	開始時期
株式等	2001.9	株式等	2002.2
CB	2002.2	CB	2002.2
国債(売買取引)	2003.5	国債	2005.2
先物･オプション	2003.5	一般債･ 短期社債	2006.1
投信基準価額･設定解約情報	2003.5		
国債（レポ･現先）	2005.2		
一般債･短期社債	2006.1		
株式貸借取引	2007後半～ 2008前半		

短期社債振替制度

- コマーシャルペーパーを完全にペーパーレス化し、その権利の発生、移転、消滅をコンピュータシステム上の帳簿（振替口座簿）への記録により行う。

利用状況

（2006/1/30現在）

○発行者　389社
○機構加入者　65社
○発行残高　5,782銘柄　22兆4,901億円

システム改善（2006年1月）

一般債振替システムとの共通開発により、次の機能の追加を行なった。

①DVP決済の高度化
②システム間接続の実施
③キューイング機能の提供
④決済照合システムの利用
⑤日銀担保適格差入
　　及び返戻スキーム

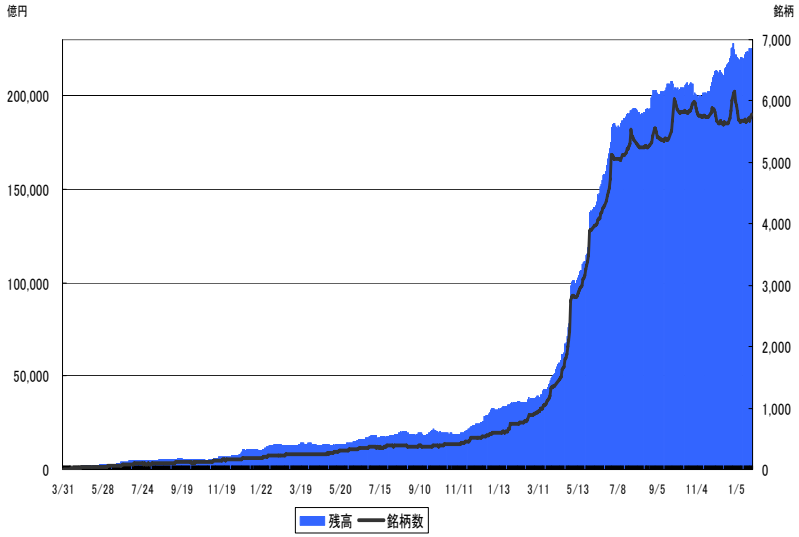

◆ **残高および銘柄数の状況**2003年3月31日～2006年1月30日）

手形ＣＰにかかる印紙税特別措置の期限が2005年3月に到来し、その後、手形ＣＰから短期社債へのシフトが円滑に進んだ。

一般債振替制度

～DVP決済の処理フロー～

＜国内取引・プロパー方式の場合＞

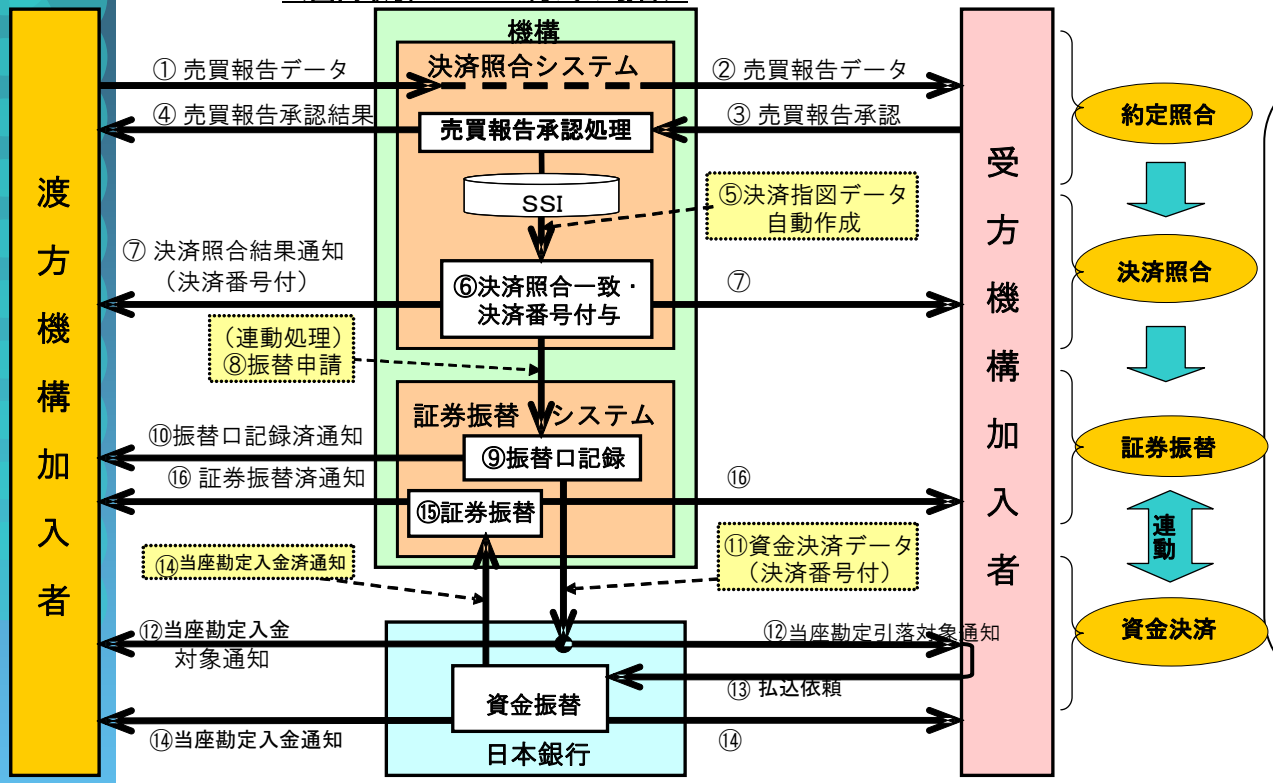

【主な日程】

2005.8～　システム接続テスト・総合運用訓練

2006.1　一般債振替制度開始

2006.3　既発債銘柄情報登録
2006.4　現物債の事前預託方式による移行開始
2006.11　登録債の一括移行方式による移行開始
2007.1　個別移行方式による移行開始

2007.12　既発債の振替債移行完了

2008.1～　源泉徴収不適用等の取扱いは、
振替債のみに

ポイント

- 完全ペーパーレス
- 残高管理に基づく振替制度
- DVP・STP化の実現
- 事業債、地方債、財投機関債、サムライ債等
  幅広い公社債を対象(国債を除く)

利用の状況

（発行者の同意）
事業会社、財投機関：　710社
地方公共団体　　：　793団体
合　計　　：1503社/団体

投資信託振替制度

2007（平成19）年1月制度開始予定

2006年　4月～7月

参加検討
業務規程
手数料
移行事務の確認

事前準備
説明会参加
システム準備
参加手続き

テスト・移行
接続・総合テスト
受益者同意
集中移行

7月～12月

株券の電子化①

株券不発行制度導入の必要性

○公開会社では、株券発行の経費等の負担が大きい
○株券自体が株式市場において迅速かつ安全に大量の取引を決済することの障害

「株式等決済合理化法」（2004（平成16）年6月公布）の概要

○商法上の株券等不発行制度の導入
○株式等の振替制度
○公開会社の一斉移行
⇒ 株式等決済合理化法の公布後5年以内の政令で定める日に一斉移行

保管振替制度	新振替制度
参加者・顧客による株券の交付請求がある	交付請求がない
参加者口座簿と顧客口座簿の二層構造	多階層構造が可能
株主名簿と実質株主名簿がある	実質株主名簿に当たる制度がない

株券の電子化②（現行との比較）

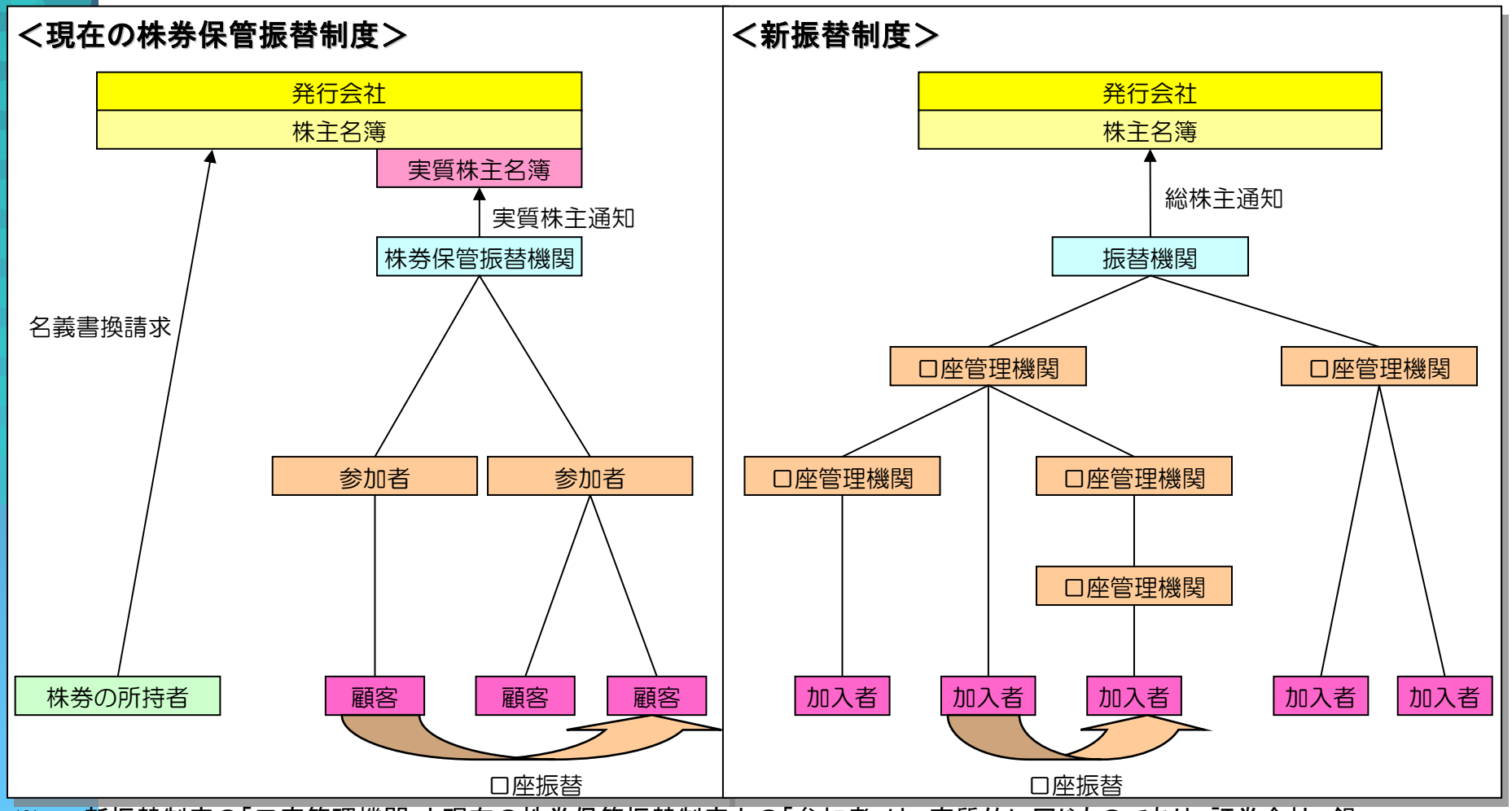

※1　新振替制度の「口座管理機関」と現在の株券保管振替制度上の「参加者」は、実質的に同じものであり、証券会社、銀行、名義書換代理人（信託銀行等）がその地位に就くことができる。

※2　新振替制度の「加入者」と現在の株券保管振替制度の「顧客」は、実質的に同じものであり、株式の投資家が口座を開設することによって、その地位を取得する。

【法務省資料より】

株券の電子化③

政省令に関する関係者における協議

1

株券の電子化に関する政省令会合において確認された方針（2005（平成17）年3月17日）

① 情報の標準化
② 株主の名寄せに関する一元的管理
③ 口座管理機関による株主対応窓口機能の分担
④ 実質株主票・印鑑票について
⑤ コストの合理性の確保等

2

外国人保有制限銘柄についての取扱いについて（メモ）（2005（平成17）年4月20日）

① 外国人保有比率の期中公表の取扱いについて
② 総株主通知に関する取扱いについて

株券の電子化④

機構における検討状況

○ 株券電子化小委員会の設置 （2005（平成17）年4月　業務委員会）

～ 株式、新株予約権付社債等の新振替制度の実現を目的に、実務処理及びシステム構築に必要となる要件を検討し、基本スキームの策定を行う。また、現行制度から新制度への移行に係る実務処理や手順等について検討を行う。

～ 「株券等の電子化に係る制度要綱（中間とりまとめ）」の公表（2005（平成17）年10月）

～ 最終的な制度要綱の策定（本年3月予定）に向けて検討中

国際関連業務

ACG(Asia-Pacific CSD Group)9の開催 （2005年11月開催）

○アジア・パシフィックエリアのCSDの年次総会である第9回ACG総会を東京で開催
○各CSDの現状報告とともにそれぞれが抱える課題・目標等について情報交換・討議

CSD9世界総会の開催 （2007年4月開催予定）

○全世界の隔年総会である第9回CSD世界総会を日本、韓国、台湾の3カ国で共催
○ハーモナイゼイションとグローバライゼイションを軸に各個別の論点について討議

各国CSDとのMOUの締結

○2003年アメリカDTCC、2004年台湾TCSD、2005年韓国KSD、中国CSD&CとMOU締結

標準化に向けての取組み

○G30勧告を始めとする様々な標準化に関する動きにコミット
○標準化に対するモニタリングを継続して行うとともに新規業務開拓等の判断材料に

ご清聴
ありがとうございました

JASDEC
Japan Securities Depository Center, Inc.

http://www.jasdec.com/